

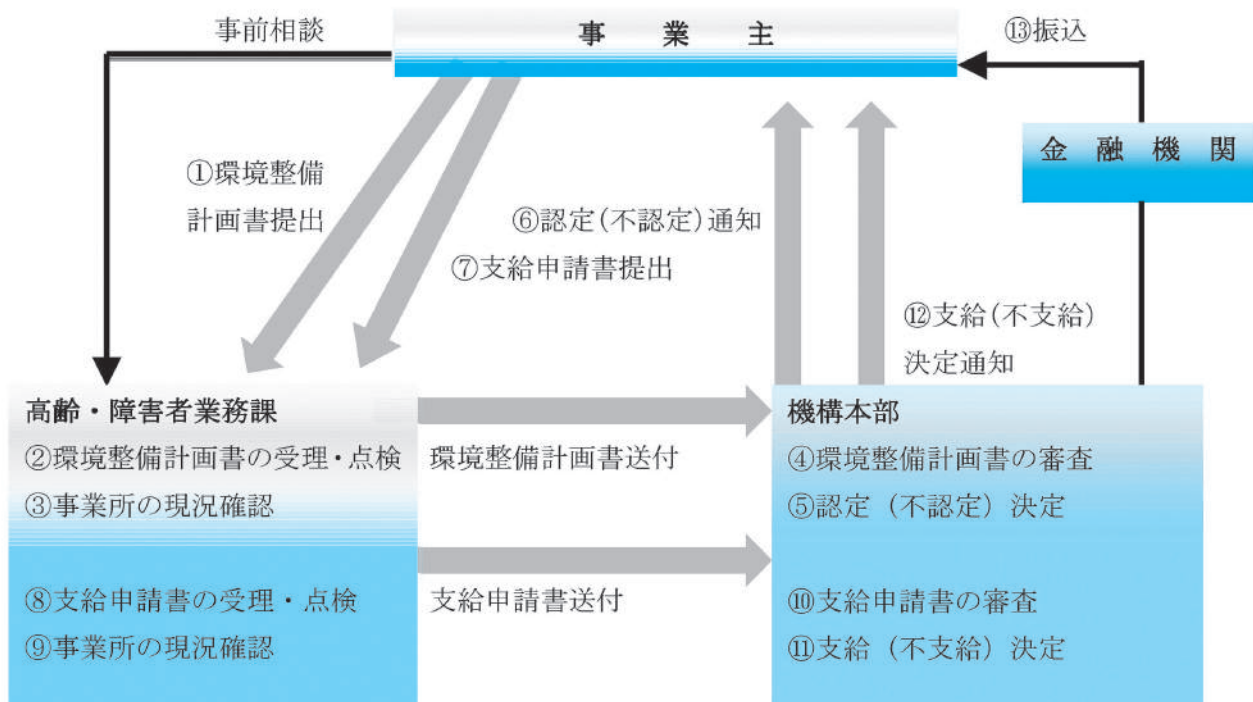
## 高年齢者雇用安定助成金

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施した事業主に対して、助成金を支給します。

### 支給対象となる事業主

1. 雇用保険適用事業所の事業主であること。
2. 審査に必要な書類等を整備・保管している事業主であること。
3. 審査に必要な書類等を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)の求めに応じ提出又は提示する、実地検査に協力する等、審査に協力する事業主であること。
4. 環境整備計画書を機構の理事長に提出し、計画認定を受けていること。
5. 認定された環境整備計画に基づき、環境整備計画の実施期間内に、次の(1)から(4)までのいずれかの高年齢者活用促進の措置(以下「高年齢者活用促進措置」という。)を実施した事業主であること。
  - (1) 新分野への進出、職場又は職務(以下「職場等」という。)の再設計による、高年齢者の職場等の創出
  - (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による、既存の職場等における高年齢者の就労の機会の拡大
  - (3) 高年齢者の就労の機会を拡大するための高年齢者の雇用管理制度の導入・見直し
  - (4) 定年の引上げ等
6. 環境整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第8条及び第9条の規定に違反していないこと。
7. 支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。
8. 高年齢者活用促進措置の実施に必要な許認可等を受けていること。
9. 高年齢者活用促進措置の実施に要した経費であって、別に定める対象経費を支払った事業主であること。

## 高齢者活用促進コースの申請から支給までの流れ図



## 支給対象経費及び支給額

### 1. 支給対象経費

高齢者活用促進措置の実施に要した経費で、計画実施期間内に着手し、支給申請日までに支払いが完了したものに限りです。

### 2. 支給額

上限1,000万円で、支給対象経費の2/3(中小企業以外は1/2)を支給します(千円未満は切捨て。)

ただし、当該高齢者活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者(新分野への進出等の措置の対象となる者にあつては、支給申請日の前日に雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者)1人につき20万円(建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主にあつては、60歳以上の雇用保険被保険者1人につき30万円。)を上限とします。